

平成 26 年度 第 2 回三重県教育改革推進会議（全体会） 議事録

(日 時) 平成 26 年 8 月 5 日 (火) 13:30~16:30

(場 所) ベルセ島崎「花菖蒲」

(委 員) 山田 康彦(会長)、向井 弘光(副会長)、泉 みつ子、小澤 静香、小野 芳孝、栗原 輝雄、佐藤 美保子、田中 育子、沼口 義昭、東 博武、水谷 貴子、森喜 るみ子、山門 真、山川 紀子、渡辺 克彦

(敬称略)

(事務局) 教育長 山口 千代己、副教育長 信田 信行、
教職員・施設担当次長兼総括市町教育支援・人事監 福永 和伸
学習支援担当次長 山口 順、育成支援・社会教育担当次長 長谷川 耕一、
研修担当次長 中田 雅喜、教育総務課長 荒木 敏之、
教育改革推進監 宮路 正弘、予算経理課長 中西 秀行、
教職員課長 梅村 和弘、福利・給与課長 紀平 益美、
学校施設課長 釜須 義宏、特別支援教育課長 東 直也、
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子、人権教育課長 小松 貞則、
人権教育監 松村 智広、保健体育課長 阿形 克己、
社会教育・文化財保護課長 田中 彰二、研修推進課長 松井 慎治、
教育総務課課長補佐兼班長 佐藤 正満、
同課班長 長崎 稔和、同課班長 辻 成尚、同課企画員 今町 嘉範、
高校教育課課長補佐兼班長 諸岡 伸、同課班長 吉田 淳、
小中学校教育課班長 川北 浩司、特別支援教育課課長補佐兼班長 森井 博之、
研修企画・支援課班長 吉村 元宏

1 挨拶

(事務局：宮路教育改革推進監)

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただ今から、平成 26 年度三重県教育改革推進会議第 2 回全体会を開催します。

本日は、梅村委員、太田委員、亀井委員、西田委員、耳塚委員がご欠席です。また、佐藤委員は遅れてお越しいただく予定と聞いています。

それでは、開会にあたりまして県教育委員会教育長 山口千代己からご挨拶申し上げます。

(山口教育長)

委員の皆様方には、お暑い中、またご多用の中、今回、審議賜りますことをお礼申し上げます。

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会制度が変わることになりました。現在、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」についてご審議いただいており

ますが、今回の改正によって、首長が教育委員会制度に関与することになりましたので、大綱として位置づけるかどうか等、今後様々な手続き等によることになりますので、そこはご理解を賜りたいと思っております。

5月に第1回全体会を開催させていただきましたが、それ以降、第2部会の委員の皆様には、特別支援教育にかかる計画の検討を精力的にいただき、本日、中間案をお示しさせていただくことになりました。本当にありがとうございました。

さらに、今日の会議においてご意見を頂戴いたしまして、今後、パブリックコメントということで県民の方々からご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、先ほどご案内申し上げましたが、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向けて、教育を取り巻く現状認識や、あるいは、基本理念などについて事務局からお示ししますたき台に基づきまして、議論を深めていただければと思っております。

ところで、うれしいニュースですが、県では平成23年度から毎年「みえ県民意識調査」を実施しております。本日は、平成25年度に実施した第3回の調査結果の教育に関する項目について紹介をさせていただきたいと思います。その中に「子どものためになる教育が行われている」という項目がございまして、これに対しましては、32.7%の方から「実感している」との回答をいただきました。前回調査と比較すると、3.8ポイント増、前々回調査と比較すると5.0ポイント増という結果でございまして、年々上昇傾向にあるところです。

ただ、逆に「実感していない」と回答された方が44.0%と、「実感している」と回答された方を上回っておりますので、そのあたりは、まだ予断を許さないわけですが、この「実感していない」という否定的な回答をされた方が、前回調査と比較すると5.1ポイント減、前々回調査と比較すると5.8ポイント減ということで、数字的には県民の皆様方に何らかの形で、小中学校あるいは県立学校の取組が一定ご理解をいただいているのかと喜んでおります。

今後とも、子どもたちの輝く未来に向けた教育施策の展開に一層努力する必要があるかと思っております。

また、インターハイでは、四日市工業高校の生徒がテニスで全国優勝するとか、三重高校の生徒がソフトテニスで全国優勝するなど、平成30年のインターハイ、平成33年の国体に向けて、子どもたちが着実に育っておるかと拝察しております。

委員の皆様方におかれましても、今後とも教育委員会、あるいは、小中学校、県立学校も含めてご意見を賜れればと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

(事務局：宮路教育改革推進監)

審議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。机上に、事項書に加えて資料1～10までの資料と「三重県教育ビジョン」の冊子を配付させていただいております。不足などがございましたら事務局までお知らせください。なお、資料につきましては、資料5のみ事前に送付させていただいたものと若干変更しておりますので、併せてご承知おきいただきたいと思います。

それでは、ここからは山田会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(山田会長)

それでは、会議を進行させていただきます。今回、第2回目の全体会ですが、本日もどうぞよろしくお願ひします。

本日の会議は、事項書にありますように、「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」中間案についてと、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定についての2項目について審議をすることになっております。本日は16時30分までという3時間の長丁場の会議になります。途中、1つ目の事項の審議が終わったところで休憩を挟みたいと思っております。

では、最初の事項である「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」中間案についての審議に入ります。これにつきましては、今、山口教育長からも話がありましたが、5月の全体会以降、6月と7月の2回にわたって第2部会を開催し、委員の皆様の非常に精力的なご審議を経て、中間案という形でとりまとめていただいたところです。

本日の全体会では、第1部会の委員の方からも新たな視点でいろいろなご意見をいただき、審議を深めたいと思っております。まず、栗原第2部会長からこれまでの審議の経過を報告していただいた後、事務局から中間案について説明願いたいと思っております。

では、栗原第2部会長、よろしくお願ひします。

2 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」中間案について

(栗原第2部会長)

第2部会の審議の経過を説明させていただきます。

今、山田会長からも紹介いただきましたが、この第2部会としては、6月26日、7月25日の2回にわたって、会長の言葉の中にもありましたように精力的に審議をしてまいりました。委員の皆様方、それぞれのお立場でいろいろな思いもたくさん発言していただきました。また、部会長の個人的な感想になりますが、皆様方のご意見の中にある思いをあえて表現させていただくとすれば、特別支援教育ということですから直接的には障がいのある子ども、特別なニーズのある子どものことを前に出しての話ではありますが、結局、そういう子どもも含めて、どの子どもも生まれてきてよかったな、生きているっていいことだな、これからも何かすごくいいことには出会えそうだなと思えるように、人生を豊かに送ってもらうためには一体何ができるのだろうか、あるいは、何を求められているのだろうかというような、かなり基本的、あるいは、ある意味で非常に哲学的な問を突きつけられているという認識のもとでご意見をいただいたように私は受け取っています。非常に精力的にご審議をいただいて、今日の手元にありますような内容の冊子にまとめていただきました。

お手元に配付しております冊子には「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」というタイトルが付いております。これまで「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」ということでしたので、名称が変わっております。この名称変更については、事務局から提案され、部会として了解したもので、部会の中では、この冊子の1番から7番までの課題について、非常に幅広く審議してきました。しかも、それぞれが別個のものではなく、全体として非常に関連の深い内容です。そのようなところから、これまで「総合推進計画」ということで来ましたが、これらの課題について部会の中で考えていくときに、私たちがどういうスタンスで特別支援教育の推進にあたっていったらいいのかという、正に基本になるスタンスはどこかというところを皆様で一緒に議論してきたのだろうと思います。このようなことから今回の資料の名称も、「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」となっております。

今日はいろいろなご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(山田会長)

それでは、事務局から中間案の内容について説明願います。

(事務局：東特別支援教育課長)

資料1をご覧ください。「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の中間案ということで、主だったところについてご説明申し上げます。

表紙の裏面が目次です。全体で7章あります。

まず、第1章です。ここでは「策定の経緯」と「現状と課題」、「計画の期間」を示させていただきました。

この中でインクルーシブ教育システムについての捉えを記載させていただきました。インクルーシブ教育システムは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みづくりです。その構築にあってですが、1ページ下の段落からです。「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、同じ場でともに学ぶことを基本としつつ…」、しかし、これが目的ではなく、目的は最も的確に応える学びの場において指導を充実していくことであると整理させていただきました。

そのためにも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備が必要であり、これらの場を通して実感、達成感を持ちながら、子どもたちがいかに生きる力を身に付けていけるか、それが本質的な考え方ということで整理させていただきました。

続きまして、5ページからの第2章です。インクルーシブ教育システムの推進についてということで、総論的な内容を5つの項目で整理させていただきました。まず、1つ目の項目は、「早期からの一貫した支援」です。5ページの最後、ワンストップ型の相談機能の充実、あるいは、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築を市町等教育委員会、あるいは関係部局と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

併せて、パーソナルカルテをはじめとした情報引き継ぎツールの活用を図っていきたいとしております。

2つ目の項目は、7ページ「就学前の取組」です。ここは保育所・幼稚園での取組をまとめて記載をさせていただきました。特に専門性の向上、それから、引き継ぎツールの活用ももちろんですが、特徴としては、最後の「保護者の気持ちに寄り添った支援」を推進していきたいということで考えております。

3つ目の項目は、8ページ「就学相談・就学先決定」です。これにつきましては、昨年度、学校教育法施行令の一部改正が行われました。それによって就学のあり方の変更も行われたところではございますが、三重県においては、これまで総合的な観点から、就学支援を行ってきました。ですので、大きな変更はないと考えておりますが、今後、市町等教育委員会との連携の中で、特に留意して取り組む内容について3点にわたってまとめさせていただきました。

4つ目の項目は、10ページ「連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」です。先ほど申し上げましたように、インクルーシブ教育システムの推進にあたって、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の整備が求められているということと、それに加えて合理的配慮、あるいは基礎的環境整備についてまとめたところです。ハ

ド面にどうしても関心がいくところではありますが、特にソフト面、指導面の充実ということで整理させていただきました。

5つ目の項目は、12ページ「発達障がい等のある児童生徒への対応」です。ここにつきましては、支援を必要とする子どもたちの多くが通常の学級に在籍をしている現状を踏まえて、コーディネーターを中心とした校内体制の整備、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用した校内支援体制の強化に取り組んでいきたいとしています。

13ページからは、それぞれの学びの場での整備を校種別に整理をさせていただきました。

まず、13ページからの第3章は、特別支援学校についての記述です。その1つ目の項目は「個々のニーズに応じた教育」です。特別支援学級は比較的少人数の教育が展開されているところではございますが、その中で特に幼稚部から高等部までの計画的・組織的な指導を行うために、指導内容の工夫を一層図りながら授業の充実に努めていきたいということで整理しております。

2つ目の項目は、17ページ「キャリア教育の推進」です。特別支援学校の高等部のニーズが高まっている中で、進路指導も含め、小学部から高等部までの計画的・組織的なキャリア教育をどのように進めていくかという観点で整理させていただきました。併せて、卒業後、どのようにして関係機関につないでいくかという観点についての考えをまとめました。

3つ目の項目として、19ページ「今後のセンター的機能のあり方」です。これは、特別支援学校が地域の小・中・高等学校等の要請に応じて、いろいろな専門性を発揮していくという観点からそのセンター的機能のあり方について整理させていただきました。

4つ目の項目として、21ページ「交流および共同学習」です。インクルーシブ教育システムを推進するうえで、交流および共同学習は大事な取組の一つであると考えております。その観点から、場や時間を共有するだけでなく、ともに学ぶ観点を大切にした交流教育を進めていくということで整理させていただきました。

5つ目の項目は、22ページ「医療的ケア」です。特別支援学校に在籍する子どもたちの中で医療的ケアのニーズが高まっている状況にあります。安全・安心な状況の下での医療的ケアについて整理させていただきました。

最後、6つ目の項目、23ページ「盲学校および聾学校のあり方」についてです。盲学校、聾学校ともに視覚障がい、聴覚障がいの県内唯一の特別支援学校です。そういう観点からのセンター的機能のあり方等について整理させていただきました。

25ページからの第4章では、小中学校における特別支援教育の推進について、3項目にわたって整理させていただいております。

まず1つ目の項目は、「通常の学級における特別支援教育の推進」です。特に通常の学級には、発達障がいをはじめとして、支援を必要とする子どもたちがたくさん在籍しております。その多くが高等学校へ進学している中で、必要な情報をいかにして次の学びのステージに引き継いでいくか、そういう観点の重要さについてまとめさせていただいております。

2つ目の項目は、27ページ「通級による指導の充実」です。インクルーシブ教育システム構築のうえでのこの学習の形態は、一つのキーポイントになるものと考えております。特に「障がいの特性に応じた学び方を身に付けるための指導」の充実に向けて整理しながら取り組んでいくということで記載をしております。

3つ目の項目は、30ページ「特別支援学級における教育の充実」です。部会の中でも指導力に関わりたくさんのご意見も頂戴したところですが、一人ひとりの特性に応じた指導・支援の充

実を図るための教育課程の編成が求められています。特に特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら、一人ひとりのニーズに応えた指導内容がいかに展開できるかということで、その取組についてまとめさせていただきました。

34ページからの第5章では、「高等学校における特別支援教育の推進」について、3項目にわたってまとめました。まず、1つ目の項目は、「発達障がい等のある生徒への対応」です。高等学校においても発達障がいをはじめとして様々な障がいのある生徒がたくさん在籍をしております。そのような状況の中でのかかわり方、指導方法、体制の整備の観点でまとめました。

2つ目の項目は、36ページ「個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実」です。高等学校においては、中学校からの情報の引継ぎがまだ円滑に行われていない状況の中で、この体制整備にも課題があるところです。そのあたりについて、今後、一層取り組んでいきたいということで整理いたしました。

3つ目の項目は、38ページ「教育課程と授業の充実」です。多様な教科、科目の選択を可能にする教育課程の編成を今後どのように進めていくかということで、その考えをまとめさせていただきました。

40ページからの第6章では、「教員の専門性の向上」についてまとめたところです。専門性の向上については、部会の議論の中で本当にたくさんのご意見を頂戴しました。そのような状況の中で、校種をまたいで専門性の向上に向けてどのように取り組んでいくのかという観点でまとめさせていただきました。特別支援教育コーディネーターを中心とした人材育成、それから、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修支援、あるいは、国や関係団体等による研修を含めた研修の一層の充実、大学との連携、退職教員等の人材活用、そういう観点でここは整理いたしました。

最後、43ページからの第7章では、「特別支援学校の整備」について、2項目に分けてまとめました。1つ目の項目は、「これまでの計画に示された整備について」ということで、特別支援学校整備第2次実施計画改訂版に示された整備の取組について、大きく4点の記載をいたしました。

それから、44ページからは、「今後の整備について」ということで、特に通学区域や特別支援学校の教育部門、それから、施設の改修、あるいは通学手段の中心となっておりますスクールバスといった課題について整理させていただきました。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(山田会長)

今、栗原部会長からの経過報告と、事務局から中間案の説明をいただきました。これらを踏まえて、この中間案につきまして、約1時間ご審議いただければと思っております。どのような観点からでも結構ですので、ご質問やご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(東委員)

2点について質問します。インクルーシブ教育システムがこのように広まってきて、今の説明の中にもあったと思いますが、インクルーシブ教育システムを推進していくために、特に今回こういうようなところに力を入れて特徴的に書いていただいた点はどこかということと、専門性の向上の部分で、私はこの特別支援教育を推進していくためには、福祉との連携は欠かせないと思っていますが、他機関との連携についてはどのように考えていいかということについて質問

させていただきます。

(山田会長)

今の点について、第2部会の中でどのような議論がされていたのでしょうか。

(栗原第2部会長)

今のご質問の1点目についてですが、インクルーシブ教育を進めていくという、その意義に関しては、おそらくどなたもご異議はないと思いますが、具体的にどう進めていくかという点に関して、どんなところにこの部会として以前に比べて審議がなされてきたかというようなご質問だったと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

委員の皆様方から出されたご意見の中で、特徴的であったものとして、周りの子どもたちが障がいのある子どものことをどのように理解し、接していくかがインクルーシブ教育を考えたときに、非常に大事なことではないかという意見があげられると思います。併せて、その子どもたちの保護者がどのように理解していくかということも非常に大きな意味を持っているのではないかという意見もありました。つまり、障がいのある子どもの周囲の人々がどうあつたらいいのか、どうあることが求められているかということに関して、部会ではたくさんの方々からかなり深いところに関わるような意見が出されていたと私は受け止めております。

(山田会長)

栗原部会長から、他の子どもたちや保護者の理解をどのような形で進めていくのかということが大きな課題であるとご指摘いただきましたが、今回の特徴について他に何かございますか。

(向井副会長)

施設の改築とかいろいろな取組の充実とか述べられていますが、それぞれの年齢における障がい者のパーセンテージというのは大変低いと思います。そういう点で国の予算、県の予算、そして、障がい者を雇用しないと罰則に近いかたちで企業から拠出されているお金が集中的に投入されているのかどうかということについて聞いてみたいです。

それから、私も社会貢献ということで、知的障がい者の皆様方がスポーツを通じて自立や社会参加を実現することを目的としているスペシャルオリンピックスに関わらせていただいていますが、そういう団体と連携してこれまでとは違った視点で知的障がいのある人たちを見ていただくといいかと思います。スペシャルオリンピックスのスポーツ大会が催されると、大企業から多くのボランティアが来てくれます。そのボランティアの人の発表を聞いて感激を受けたことがあります。それは、「私は企業戦士として多くの企業内で競争していましたが、障がいのある人たちが一生懸命競技をやっている姿を見て、自分の生きがいとは何なのかを考えさせられた」というものでした。スペシャルオリンピックスの会長であった細川佳代子さんが、三重県に来ていただいたとき、障がいのある人に抱きつきながら尋ねたり聞いたりしていくびっくりしました。その細川さんに、障がいのある人は、私たちにないものを持っていると言われて、私はこの団体に非常に感銘を受けました。そういうふうに、違う団体がいいものを持っている。しかも、それがNPO法人として活動されているということを考えてみたときに、もっとそういうところと連携して輪を広げたらいいのではないかと私自身は思います。

私もそれが影響して、私どもの会社で障がい者を受け入れていますが、うちの社員も変わりました。そして、私は鈴鹿市ですが、石薬師の杉の子分校を見て変わりました。世の中をもっと幅広く考えてみて、多くの人たちが豊かな気持ちで障がい者を支援できるよう、もっと大きな輪を見つけていくべきではないかと私自身も思いました。

私もスペシャルオリンピックスに参加して、初めて企業が障がい者の雇用をしなければいけないと感じさせられました。どちらかと言えば罰金に近いものを払えばいいという考え方から、貢献していくことの大切さを教えられたことも事実です。県民の皆様方にも障がいのある人への理解をぜひとも広げてほしい。幅広い層で受け入れ、心豊かな人たちに育つようになってもらえば、両方がハッピーになれると思います。

(山田会長)

今のお話も障がいのある人たちに対するいろいろな方々の理解を広げていくという内容と関わったご意見でした。

この基本計画の特徴についての話ですが、他に第2部会の委員の方々からお話はございますか。

そうしましたら、東委員からのもう1点の質問である福祉との関係について、コメントをいただけますでしょうか。これからインクルーシブ教育は、福祉関係の機関との連携がより求められてくるのではないかというご指摘だったと思いますが。

(栗原第2部会長)

私個人の意見になってしまふと思いますが、インクルーシブ教育ということで考えたときに、インクルーシブとは何を目指すのかというところですが、おそらく言葉は皆様よくご存じだと思いますが、共生という言葉が正にそれだと思います。インクルージョン、あるいは、ソーシャルインクルージョンということで言えば、世の中にはいろいろ人がいるという意味合いになってくるかと思います。それは障がいのあるなしにかかわらず、いろいろな人がこの世の中に存在しているということをしっかりと受け止めて、どの人にとっても生まれてきてよかったですとか、生きていると何かいいことに出会えそうだなというふうに希望を持って生きていけるような社会を目指していく。それがインクルーシブの方向ではないかと思います。

それを教育の分野でどのように進めていくかというのがインクルーシブ教育であり、教育の進め方にはいろいろ形態があります。でも、そこで大事にしなければいけないのは、一人ひとりをしっかりと見ていかなければいけないということだと思います。そして、一人ひとりが豊かに生きていけるような道を拓いていく、これがキャリアアップだと思います。

福祉の機関との連携ということで考えれば、それぞれに大切な存在である一人ひとりがそれぞれの力をそれぞれのかたちで発揮していけるような取組をしっかりと進めていくことが福祉につながっていくかと思います。

インクルーシブ教育というのは、見方を変えれば正に福祉の発想、福祉の基本理念とつながっている。ある意味で一体であるという理解が大事ではないかと私個人は思います。

(泉委員)

インクルーシブ教育というのはすごく難しい言葉だと思います。こういう中で会議に出させてもらって、「障がいのある子」と「障がいのない子」という言葉がかなり出てきますが、私は分け

るような社会が不思議だと思っています。「障がいがあるから理解してほしい」とか、みんなに「障がいのある子をもっと理解してやってね」とかというのを聞きますが、同じ人間と考えた場合に、障がいがあるがなからうが、人としてどう生きるかというのが一番大事かと常日頃思っています。障がいのある子にはもっと優しくしなければいけないというものではないと思います。

逆に自分の子どもに何らかの障がいがあるのではないかとか、発達障がいではないかとかという不安を抱えたときに、自分の子どもの障がいを受け入れられない保護者がたくさんいると思います。すごく悩んだり苦しんだりしていますが、自分の子どもとかかわる中で、もしかしたら、うちの子は周りの子とちょっと違うかなと感じたときに、その保護者が関連機関に相談に行くということを最初にしていただいたらと思います。私たちも周りから見て、今、よく発達障がいのある子どもかなと思う子とふれ合う機会がありますが、保護者に直接言うのも私たちの立場ではなかなか難しいですし、そういうことを全然知らないままでは、その子どもがどうなっていくのかという不安もあります。

障がいがあるとかないとか考える前に、一番根本の特別支援学校という、特別な支援が必要とかとよく書いてありますが、それが障がいのある子に支援をしてあげようというのであれば、特別な支援という時点で、障がいのあるなしで分けている社会なのかと前にも思っていたことがあります。

(山田会長)

ほかにいかがでしょうか。いろいろなご意見なり、応答とかがあってもいいと思います。

(渡辺委員)

まず、文言のことでの、例えば2ページの1行目、「子どもが同じ場でともに学ぶ」の「とも」は平仮名で書かれていますが、脚注4の「連續性のある多様な学びの場」の説明では、「同じ場で共に学ぶ」の「共」が漢字です。これは国の示しているものに合わせると、このような違いになるのでしょうか。「障がい」の「がい」の平仮名表記のように何か三重県として考えがあれば教えていただければと思っています。

23ページの「医療的ケア」の説明についてです。医療行為はしてはいけない、すれば法を犯すことになります。しかし、三重県の場合は指定の研修を終了した教員が医療的ケアを実施しています。これについては特別支援学校の教員という縛りがあるわけですが、最近、小中学校の特別支援学級に医療的ケアが必要な子どもたちが入ってきています。私の学校も糖尿病のため、時間を決めて血糖値を測っている子どもが2人います。隣の学校には、経管栄養をやっている子どももいます。特別支援学校以外に小中学校の特別支援学級にこういう子どもたちが入ってきてるので、小中学校の教員もこのような研修を受けたら、医療的ケアを行ってよいのかというのが質問です。

その次が、34ページ、高等学校のところです。「(1) 発達障がい等…」、ここだけ「等」があります。それまでは大体「特別な支援の必要な児童生徒」といった表現なのですが、この発達障がい等の「等」とは何を表しているのか分からぬので教えてほしいです。

その次、43ページの「○」の3つ目に、「草の実リハビリテーションセンターおよび小児診療センターあすなろ学園を『三重県こども心身発達医療センター』として」というところですが、この施設はどのようなものかということと、その次の行から「新たな特別支援学校の整備を進め

ます…平成29年度の開院に合わせて開校します」とありますが、どこに開校するのか、分からないので教えてください。

また、その下の「〇」に、寄宿舎の統合整備についての記述があります。5校にあるようですが、現在寄宿舎があるか、また、寄宿舎を利用している子どもの数が減ってきており、老朽化しているので、このような文言が出てきているのかと思いますが、現在の寄宿舎の現状を教えていただければと思っています。質問ばかりですがお願いします。

(山田会長)

今のご質問は事務局から回答願います。

(事務局：東特別支援教育課長)

まず、文言についてですが、今回の会議でお示しするにあたり整理しましたが、一部、まだ整理し切れていないところもあります。特に、この「とともに」について、脚注では国の記載の内容をそのまま引用していますが漢字での表記ですが、事務局の記載した表記は平仮名ということで、この整合性については、再度検討させてください。「障がい」の「がい」については、三重県では平仮名表記をしております。一部病名とか機関名等については漢字を使っている場合があります。この冊子の中で漢字を使っているのは、国からの引用ということで整理しておりますので、ご理解いただければと思います。

医療的ケアについてのところですが、県では要綱を定めて、医療的ケアの一部を特別支援学校の教員ができるようにと研修を行っております。市町立の学校にも医療的ケアの必要な児童生徒が在籍しているという現状はつかんでおりますし、それに伴う課題認識は持っております。ただ、各市町独自でそういう研修を行えるといいのですが、実際はそういう状況になっておりませんので、現状では市町立の学校の教員が医療的ケアを行うことはできないということでご理解いただければと思います。

34ページの高等学校のところの「発達障がい等」の「等」は何を指すのかということですが、高等学校にも聴覚障がいをはじめ、肢体不自由といった障がいを有する生徒がいます。この計画そのものは、発達障がいというところに重点を置いてはいますが、高等学校の特別支援教育の今後の推進の視点の中では、発達障がいだけではなく、それ以外の障がいのある生徒も在籍している状況も含めながら、支援をしていかなければならないということで、あえてここには「等」を付けているということでご理解いただければと思います。

43ページの整備のところですが、「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」については、草の実リハビリテーションセンターとあすなろ学園が一体整備されてできる新しい医療機関です。あと、これに聴覚支援の機能も付加し、場所としては、津市の大里にある緑ヶ丘特別支援学校に隣接しております三重病院横に整備を進めております。

最後、寄宿舎についてですが、ご指摘のとおり、特別支援学校が各地域に整備され、あるいは、スクールバス等で通学できる体制も整備されていく中で、いわゆる通学不便との理由から寄宿舎に入舎している子どもの数が減ってきており、寄宿舎の中で社会適応力とか社会性を身に付けていくこうとするならば、一定規模の集団が必要です。今、寄宿舎の入舎人数は学校によって一桁のところもございますので、近隣の寄宿舎との合併も含めて、今後、検討していきたいということで、ここに記載しています。

(渡辺委員)

最後から2つ目の質問ですが、「『三重こども心身発達医療センター（仮称）』として一体整備することに伴う新たな特別支援学校の整備を進めます」ということと、「平成29年度の開院にあわせて開校します」という文章について、これはどこの特別支援学校を指すのか、また新しく造るのかという質問をさせてもらっています。

(事務局：東特別支援教育課長)

すべて答えられていなくて申し訳ございません。草の実リハビリテーションセンターには、今、城山特別支援学校の「草の実分校」というのがございます。それから、あすなろ学園には、津市立高茶屋小学校と津市立南郊中学校の「あすなろ分校」がございます。病院が移転しますので、学校だけを今の場所に残すということでは、入院している子どもたちが通学できなくなりますので、「草の実分校」と「あすなろ分校」が合わさって、「三重県こども心身発達医療センター」の隣に新しい学校として開校します。

(渡辺委員)

「あすなろ分校」は津市立て、「草の実分校」は県立ですが、市立と県立が合わさった学校ということになりますが、この学校は県立ですか、市立ですか、それともまだ決まっていませんか。

(事務局：東特別支援教育課長)

平成29年度に、県立の特別支援学校として新たに開校する計画で進めております。

(渡辺委員)

隣に緑ヶ丘特別支援学校がありますが、そのあたりも含めて整備をするということですか。

(事務局：東特別支援教育課長)

一体整備をします。

(渡辺委員)

分かりました。ありがとうございます。

(小野委員)

5ページの最後の文章に「ワンストップ型の相談機能」というのが書かれております。高等学校現場はどこへ相談をしたらいいかということで、特別支援教育課といろいろ話をさせてもらっていると思いますが、ここでは「各市町に設置が進められている」という表現になっています。私の認識不足かもしれません、その辺のことを聞かせてください。

(事務局：東特別支援教育課長)

5ページの「ワンストップ型の相談機能」のことについてですが、「各市町に設置が進められている」と書かせていただきましたように、各市町の福祉の担当部署に、保健課や子ども支援課等

いろいろな名称で設置されています。これまで、教育に係る部分、福祉に係る部分、保健にかかる部分それぞれの担当部署が別々に設置されていましたが、近年市町によっては、これらにまとめて対応するかたちの部署が設けられていると認識しております。例えば、亀山市、鈴鹿市、津市ではそのような部署が設置されています。そのような対応ができるよう、教育委員会も教育だけでなく、福祉や保健の関係部局と連携していくことが望ましいとの話をさせていただきながら、対応機能の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

高等学校のところにも若干そのような記載をさせていただきましたが、現段階では、高等学校については、先生方のいろいろな相談に対応できる仕組みを事務局の中に構築していくと考えております。

(渡辺委員)

6ページに「保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し」と記述されており、パーソナルカルテは保護者が中心となって引き継いでいくものと分かりますが、昨日、中学校区の特別支援教育コーディネーターの会議をしておりました。その中で良かった例として、小さいときからこういうカルテというのでしょうか、鈴鹿市には独自の引継ぎツールがありますが、そういうものを使って、子どもの情報を保幼から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へうまく引き継いでいくことができ、今、高等学校でもうまく支援できているという事例の発表がありました。

一方で、保護者から次の校種へうまく引き継がれないことがあってどうしようかという話し合いもされました。引き継がれなかったときに、例えば中学校では情報がなくてすごく困った。何かと聞くと二次障がいが起きており、すごく問題になっているとのことでした。だから、できるだけ小さいときからうまく引き継がれるようにしていってほしいと中学校の教員から出されました。これは小学校でも同じで、うまく引き継いでいただいた新入生に対しては、最初から情報にもとづいた対応をしますし、校内の組織体制もつくることができます。うまく引き継ぐことによって、よりよく育てていけることから、引継ぎ体制の整備に向けて、引き継ぐことの大切さをもう少し書き込んでいただけるとありがたいと思います。

もう1点、コーディネーターの役目は非常に大きいと思います。コーディネーターの育成についても記述されていますが、小中学校のコーディネーターの役目が重要であるということ、何がどう重要なことまで書いていただいたらどうかと思いました。

私の学校では、多くの場合いろいろな問題が起こるのは朝ですので、コーディネーターは専科担当にして、1時間目の授業を全部外してあります。だから、コーディネーターは朝から学校の中を、危なそうなところを見て歩きます。ふだんでも授業中に入っていてフォローしたり観察したりします。当然、問題行動のある子どもたちや困り感のある子どもたちを専門機関に引き継ぐということで、保護者に相談等に行ってもらえるよう、コーディネーターを中心に担任と話をしにいき働きかけております。コーディネーターというのは、子どもにいろいろと指導することもありますが、他機関との調整役も担っていますので、そういうことも含めて、コーディネーターの重要性を細かく書いていただいたらどうかと思っております。もっと言えば、教務主任ぐらい重要であるということを書いておいたらいいかと思います。

(山田会長)

今回の基本計画の中でも、このパーソナルカルテをうまくつないでいくことは、かなり重要なこととして、部会の中でもいろいろ議論されていると思いますが、いかがでしょうか。

(栗原第2部会長)

今、渡辺委員がパーソナルカルテについて、いろいろおっしゃっていただきましたが、パーソナルカルテには一人ひとりの子どもの様子がいろいろな方面から書き込まれていきます。その情報が、子どもを知るうえでも、また、子どもにとって何が必要で、どういう学校環境にしていったらいいのかを考えるうえでも、あるいは、いろいろな機関との連携を図っていくうえでも、非常に大事な意味を持つものとなっています。これは第2部会の委員の皆様もご承知のことありますし、そういう方面のご意見も出ていたと思います。

私の考え方としましては、結局、子どもの情報を誰が管理していくかという情報管理の問題だと思います。未成年の場合には当然保護者の方が子どものいろいろなことについて、カルテという一つのドキュメントではありますが、きちんと管理していただくということ、あるいは、どう活用するかについてもいろいろ考えていただくことが基本的には大事だと思います。

それがどこまで共有できるかに関しては、保護者の方と学校の先生方、あるいは、子どもにかかる周囲の様々な人たちとの間の信頼関係がどうなっているかが、非常に大きな意義を持ってくるという感じがします。ですから、先生方や子どもにかかる様々な方がうちの子どものことをすごく温かい目で見守ってくれているとか、うちの子どものことを一緒に考えようとしてくれていると保護者の方に感じてもらえると、この情報をもとに、子どもがもっともっと伸びていけるように先生方あるいは周りの方々も力を合わせて一緒に歩んでやってくださいというようなスタンスで活かされるかと思います。

(渡辺委員)

栗原第2部会長がおっしゃったそういう考え方とともに、一方では保護者にもう少し关心を持つてほしいという意味で、保護者自身が次の学校に持っていくようにしている学校もあります。しかし、次の学校にきちんと引き継がれないこともあります。例えば、中学校にとってはどの機関等にかかわってもらっているかということは一番大きなデータであり、困ったときにはそこに相談に行くことができます。どの機関等にかかわってもらってきたか分からないのが一番困ると中学校の教員が言っていましたので、作成して引き継いでいくにはどうしたらいいか、そこが一番の問題だと思っております。

(山田会長)

このことについては、「保護者が引き継いでいく」ということがすごく大事だということと同時に、渡辺委員がご指摘のような懸念もあります。栗原部会長は信頼関係ということもおっしゃいましたが、保育所・幼稚園から小学校、そして中学校、高等学校へうまく引き継がれていくのか、既に整理されているのであればいいのですが、引継ぎについて分かりやすく記述されているといいかなど私も思った次第です。

(栗原第2部会長)

今の中学校から高等学校への引継ぎについては、第2部会の中でも随分いろいろな意見が出て

いました。小澤委員からその辺のところで何かありましたらお願ひしたいと思います。

(小澤委員)

私も先ほどのパーソナルカルテに関して、前回話題にあがったことですので意見を言わせていただこうと思っておりました。

私は高等学校の教員ですが、引き継がれてきたパーソナルカルテを拝見したことはありません。理由の一つに、私自身が教育相談という担当の分掌ではなかったためなのかもしれません。発達障がいの可能性のある子どもたちの情報は、我々教員全体で共有しておりますが、実際に直接的にその子にかかわる、関係機関と連携するということがなかったためかもしれません。また、パーソナルカルテを見ながら、担当教員が関係機関と連携しているという話も聞いたことがありません。実状は、その子とかかわる中で聞いた話や保護者との話をもとに担当者が関係機関に連絡し、「こういう子がいるのですが対応してもらえないか」といった形が多かったように思います。

実際に重要な情報が書かれているパーソナルカルテを我々が見て、活用できることが一番だと思います。一人の子どもを教育する中で、必要な情報が書かれたパーソナルカルテがもし存在するのであれば見せていただきたいし、それをどのように活用していくべきかということを我々教員がしっかりと理解しなければならないことだとは思いますが、おそらくその仕組みは高等学校では整っていないかと思います。特別支援学校や特別な支援を必要とする生徒が多数在籍している学校では、しっかりとした仕組みが整っているのかもしれません、大多数の高等学校に関しては、パーソナルカルテ自体を十分に活用できるような環境ではないような気がします。

パーソナルカルテに関して、この「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」に記述することによって、保護者に対し、「小さい頃からのその子を取り巻く環境や、関係機関からの情報をしっかりと書いてください」というような働きかけを何らかの形でどこかの機関からできるのかということを質問させていただきたいと思います。そして、それを十分に活用できるような仕組みを幼稚園、小学校、中学校だけでなく、高等学校にも活用の仕方やどのように引き継いでいくのかということ等、おそらく教員の資質向上の部分になるかと思いますが、教えていただくような仕組みを構築していただきたいと思います。

もう1つ、今、お話がありましたパーソナルカルテに関しては、6ページの第3段落に、「小中学校や高等学校での個別の指導計画や個別の教育支援計画作成と活用について、…」という文言がありますが、作成自体が目的にならないように、その活用を強調していただきたいと思います。

(山田会長)

パーソナルカルテのことはこの会議の中でも理解が難しいようですが、事務局から今の点について何か説明はありますか。

(事務局：東特別支援教育課長)

パーソナルカルテ並びにコーディネーターのことについて、貴重なご指摘をいただきました。ありがとうございます。また、事務局で整理させていただきたいと思っております。

このパーソナルカルテですが、6ページの「参考」のところにも若干記載させていただきましたが、県独自にこのような書式を作させていただいて、平成24年から市町にも周知しながら、

その活用を図っているところです。

対象としては、主に就学前や小学校の子どもが中心になってくるかと思っております。先ほど小澤委員から高等学校ではまだまだ実際のものを見る機会が少ないと思われるとのお話がありました。昨年、高等学校にどれぐらいの数が引き継がれているのか調査させていただきましたら、20校ぐらいの数でしたので、そのような状況もあるのかと思っております。今後、パーソナルカルテだけでなく、個別の教育支援計画や個別の指導計画とともに、校種間で次から次へと引き継がっていく重要性、あるいは効果といったことを校種間の連携会議などの場を利用しながら活用に向けた周知を図っていきたいと考えております。

(向井副会長)

パーソナルカルテという制度は、情報が共有化され、一体感があって、すごく成果に結びつくと思います。

私が鈴鹿市でやらせていただいたのは、授業妨害をする子どもたちがいるために授業が遅れるという問題がたくさん出ていましたので、コーディネーター制度をつくるべきだということで、市長にかけ合って予算を取ったわけです。そのコーディネーターが問題解決に効果をあげています。こういうコーディネーターを配置するとどんどん成果があがっていくことは間違いないのですが、役所の一番良くないところは何かというと、遅いことです。

パーソナルカルテを活用したが引継ぎが課題であるということならば、その取組を進めるコーディネーターを配置すべきではないかと思います。やはり実行していかないと問題が全部見えてこないと思います。活用されている人数が非常に少ないという問題があるなら、県にコーディネーターを配置して取り組むか、セキュリティーをきちんとして民間に委嘱して取り組んでいくかしなければいけないと私は思います。民間にしても、行政にしても、問題解決チームとして活動していくうえでのコーディネーターの役割は大きいと思っていますから、ぜひとも実行してほしい。皆様がおっしゃっているわくですから、このパーソナルカルテを作つて次に送り情報共有をしていく仕組みに問題があるのであれば、コーディネーター制度を取り入れてほしいと思っています。もし、県で障がい者のコーディネーターを配置して、多くの問題を抱える市町に派遣するという方法を採れば、大きな変化をしていくと思っています。どうぞ教育長、この辺の予算をよろしくお願いします。

(沼口委員)

今までの議論をお伺いしていて疑問に思ったことがあります。

小澤委員が先ほどパーソナルカルテが活用されてないと言われていました。今回の「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」については、理念とか心構えみたいなことが書いてあるのであって、今後の施策につなげていくというふうに聞いております。ですので、今、不安になっているのは、実際にパーソナルカルテはあるけれども、それを見る機会がないのではないかということです。例えば、健康の記録などは、小学生、中学生であれば我々保護者は9年間ずっと学校側が保管したり自分の手元にあったりして見るわけです。パーソナルカルテについては、各保護者の気持ちとは別に必ず見せてもらわなければならないと考えますので、条例等が必要なのではないかと思います。関係機関で相談を受けるときや学校に入るとき、1年に一度、あるいは半年に一度、必ずどなたかがご覧になって判子を押すような仕組みにはなってないということです。現状

では、見せたり見せなかつたりが保護者の任意のため意味がないと思います。絵に描いた餅になってしまふのではないかと思います。

それから、先ほど向井委員が、コーディネーターを育成してほしいとおっしゃっておりましたが、ここには障がいの認定を受けた方はパーソナルカルテを作成する等、いろいろ支援を受けます。ところが、通常の学級には6.5%ぐらい、障がいの認定を受けていない子どもがいます。30~40人学級であれば、2、3人いるということになります。その2つがごちゃ混ぜになっていて、どちらの子どものことを指しているのか分からぬ文言になっているように思います。どちらにしても障がいのある子どもをコーディネーターがこのように支援していくという理念であれば、これでいいと思いますが、その辺どうなのでしょうか。

(山田会長)

今の質問について、事務局から説明願えますか。

(事務局：東特別支援教育課長)

パーソナルカルテについては、保護者が自分の子どもに対してこういった支援が必要という場合に、いろいろな関係機関からの情報等を記載いただくところや、ご自身で書くところもあります。保護者が引き継いでいくものです。全員が所持するといった法整備はないということでご理解いただきたいと思います。

通常の学級に在籍している6.5%の発達障がいのある子どもたちのこととごちゃ混ぜになっているのではないかというところです。大きくくりのなかでは、通常の学級であれ、特別支援学級であれ、支援を必要とする子どもたちにどのような手立てを講じていくのか、学校としてどういう仕組みを作っていくのかについて、特別支援教育のコーディネーターを中心に議論を進めていきましょうということで整理しているとご理解いただければと思います。

(山門委員)

自分自身、中学校現場で特別支援教育コーディネーターを何年か務めたことがあります。コーディネーターの仕事は、いろいろなところをつなぐ仕事がメインになると思います。パーソナルカルテという言葉が出ていますが、私が務めた頃はそういうものはありませんでした。個別の教育支援計画や個別の指導計画はありました。先ほど小澤委員からパーソナルカルテを作成することが目的になってしまってはいけないというご意見がありました。それをどう活用するかということにおいては、担任、センター的機能に関わる特別支援学校の先生、福祉関係者を含め、いろいろな立場の人たちが集まって一人の子どもについてケース会議を持ち、どういう方向性で指導したらいいかというような話をする際のツールとして役に立つものと思います。ですので、あくまで情報を共有するためのツールとして活用していかなければいいと思います。

自分はコーディネーターとしてできるだけインクルーシブな状況を作りたいと考えて取り組んできたつもりです。そういう場面をつくることでいろいろな教育的なチャンスがあつて、教育ビジョンの子どもたちに育みたい力という視点から見れば、すべての子どもたちの心を豊かに育んでいく、共に生きる力を育んでいく、創造する力を育んでいくのに本当に役に立つと考えています。インクルーシブ教育というのが三重県にシステムとしてできるということであれば、それを目指していくべきだと思いますし、そこについては、栗原部会長も言われたように反対を

しないと思います。情報の共有は大事だと思いますし、理想を言えばすべての子どもにパーソナルカルテがあれば一番いいと思いますが、現実としてそれはなかなか難しいことです。そういうところで、県教育委員会には教育行政でも頑張っていただきたいと考えます。

(山田会長)

そろそろ前半の部分の議論をまとめていかなければいけませんが、ほかにご意見等いかがでしょうか。

(水谷委員)

私の子どもの学校にも、小学校時代から肢体不自由の子ども、あるいは問題行動を起こすような子どもが実際おりました。子どもはその子たちとのかかわりを通して結構理解を深めていったのではないかと思います。「あの子はこうこうこういうことだから、こういうように接したらいよ」とか、「〇〇さんはちょっと足が不自由で階段のところは大変だから、みんなが傍にいてあげるんだよ」とか、そういうようなことが自然とできる子どもに育っているように思います。人數的に少ない学校ですのでいろいろやりやすいのかもしれません。障がいのある子どもとない子どもが一緒に学校生活をおくることは、子どもの情緒的な発育には非常にいい機会ではないかと思います。それが社会に出てからも、「この人はこういうことができるのだな」、「この人はこういうことはできないのだな」といった違いを分かってお互いにカバーし合うことにつながるのかなと思います。運動会のときも共に参加できる競技を考えるという優しい心も育って来ているのではないかと思います。

また、パーソナルカルテについても、例えば、幼稚園とか保育所の先生方から見て、この子には必要ではないかと思われる場合に、なぜ必要かということをきちっと説明しながら積極的に保護者にすすめていくこと、積極的に活用されるシステムとして引き継がれていくよう声掛けしていくことも、かなり必要ではないかと思います。

保護者の中には、明らかに気になる部分があっても、うちの子は大丈夫と言い張ることによって通常の学級にどうしても入れたいと思われる方もいらっしゃいます。同じ学級でやらせたいという気持ちは非常に分かりますが、どのようにしたらその子に必要な支援ができるかということから、こういうパーソナルカルテがあることを積極的にアピールしていっていただければと思います。現在どのように保護者にアピールされているか、私は子どもが大きくなってきていくので分からないですが、学校側から積極的にすすめていくことによって、学年が上がっていくときに活用されることを理解してもらえば、保護者も安心できるのではないかと思います。

(東委員)

パーソナルカルテについて議論になっておりますが、私の認識が間違っていたら教えてほしいと思います。例えば今、松阪ではNPO法人が中心になって行っているサマースクールがありますが、「サポートブック」とか「お助けブック」というような名称のものに、保護者が子どもの情報を記入し、ボランティアの支援員に提出しています。その情報はどういうものかといいますと、「この子はこの医療機関へ通っています」とか、「こういうところにすごくこだわりを持っています」とか、「私の体の特徴はこういうところ」とかといったものです。いわば個人情報が記入されているので、誰もが見られるようにすることには、私は問題があるかと思いますので、一律

にというのはなかなか難しいです。個別の教育支援計画とは違いますので、その子の保護者がいなくなつたときに、その子どもをどう支援していくかの参考になるような情報が記入されているというように私は解釈しております。そういうものが保護者の理解のもとでもっともっと広がつていけばいいかと思っておりますが、学校の中だけで広げていくというのは、なかなか難しいところがあるかと感じております。

(田中委員)

私は幼稚園に勤務していますが、水谷委員がおっしゃったように、幼児期にパーソナルカルテの必要性等を保護者の方にどのようにご理解いただくかが非常に大切ですが、「いやいやうちは…」というのが本当にあります。丁寧に時間をかけてご理解いただくように努めるわけですが、まず、受容に持っていくまでが、作る作らない以前の問題であって、そこがすごく大変になっております。作成することが目的ではないので、その子どもによりよい支援をしていくにはどうしたらいいかをみんなで考えるために必要であるということにはいくのですが、現場においてそこが厳しいと感じております。受容のあるご家庭に関しては、大変活用できており、鈴鹿市では、保育所から幼稚園、小学校へと引き継いでいくということで今やっています。中身もできた頃に比べて随分改善されており、いいなと思っています。この受容という意味では、向井副会長から山口教育長にコーディネーターも含めた人の配置のことをおっしゃっていましたが、やはり年齢が低ければ低いほど、人の配置をたくさんしていただけるとありがたいと思います。早期発見、早期対応、そして早期充実というところでは、そこに幼稚園や保育所にも人の配置ということでご配慮をいただけするとありがたいと思いましたので、感想を含めてお話をさせていただきました。

(山田会長)

以上でご意見はよろしいでしょうか。本当に活発なご意見をいただき、ありがとうございました。パーソナルカルテについても、随分多くのご指摘をいただきました。

今後、この「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」については、最初のほうで事務局から説明がありましたが、パブリックコメントを実施することになっております。本日のご意見から全体の方向性としては、皆様ご承認いただいていると思いますが、いくつか細かな字句の問題とか、書き加えたほうがいい部分とかもあるように感じます。これらの修正・加筆等については、私と栗原第2部会長にご一任いただいて、そのうえでパブリックコメントに出していきたいと思っております。

パブリックコメントの実施後、さらに第2部会で審議を深めていただいて、来年の2月に予定しております第4回全体会で、改めてこの「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案をご覧いただき、ご検討いただくということになっております。そのように進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり。）

それでは、そのようにさせていただきます。ここで5分ほど休憩を取りたいと思います。

3 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について

- (1) 現状認識について
- (2) 基本理念について
- (3) 構成について

(山田会長)

それでは、会議を再開します。

「次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について」の審議に移ります。前回の全体会では、次期教育ビジョンの策定に関して、教育を取り巻く環境変化と諸課題、次期教育ビジョンを策定するにあたり打ち出していくべき内容について、いろいろご意見をいただきました。それについては、資料2で5月26日の意見概要としてまとめられています。

委員の皆様からは、教育を取り巻く環境変化と諸課題ということに関して、例えば、教育機会を保障していく必要や、ネット社会におけるコミュニケーションのあり方などについてご指摘いただきました。また、打ち出していくべき内容としては、グローバル教育や学力の向上、いじめ問題への対応、家庭の教育力の向上などについて、ご意見をいただきました。

前回の意見を踏まえて、事務局から次期教育ビジョンの現状認識、基本理念などについて案が示されています。本日はこれらについて審議していただきたいと考えております。事項書の項目に(1)から(5)までございますが、(1)から(3)の現状認識、基本理念、構成の3つについて最初に審議をしていきたいと思います。それでは、事務局から説明願います。

(事務局：宮路教育改革推進監)

それでは、現状認識、基本理念、構成について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。本日、特に審議していただきたい論点は3点です。

1つ目の論点として、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の現状認識について、後ほど説明させていただく資料4のとおり整理しましたが、ほかに足りない視点や押さえておくべきポイントはないかということについてご意見をお願いしたいと思います。

2つ目の論点は、次期教育ビジョンの基本理念を資料6のたたき台のとおり整理しましたが、ほかに足りない視点やキーワードはないかということについてご意見をいただきたいと思います。

3つ目の論点ですが、同様に次期教育ビジョンの構成案を資料7のとおり整理しました。この構成案についてもご意見をお願いしたいということです。

続きまして、資料4を説明させていただきます。次期教育ビジョンの現状認識についてです。資料4の書き出しのところの四角囲みの中に書いてあるように、現時点における現状認識案です。また、文中の○は全国の動向、●は三重県の動向を記しています。

現状認識については、お手元にある現行の教育ビジョンでは、8ページからの総論の「1 教育をとりまく社会状況」として記載されている部分になります。

まず、「1 教育を取り巻く社会の変化」ということで、「(1) 人口減少社会、少子高齢社会の進展」を取り上げました。1つ目として、人口の状況ということで、国・県の人口の今後の見通し等を入れてあります。2ページには、年齢3区分別の人口の割合と予測と、中段のところで合計特殊出生率等の状況について記載しました。3ページでは、世帯等の状況ということで、世帯数は増加している一方で、一世帯当たりの人員は減っている状況であり、このことから、子育て

等における保護者の負担が増加しているという指摘もあるということを記載しています。

続いて4ページ「(2) グローバル化の進展」です。冒頭の部分では、グローバル化が進展し、教育におけるグローバル化への対応が求められているということ、また、国においては留学の促進、小学校からの英語教育の拡充が進められているという状況を記載しています。その下では、三重県では「グローバル三重教育プラン」を策定し、子どもたちがグローバル社会において求められる力を身につけ高めていくための取組を進めているという現状を書いています。

5ページのグラフの下の●は、在留外国人数ということで、三重県では県人口に占める外国人の割合が多いということと、小・中・高等学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加傾向にあることを記載しています。

6ページは、「(3) ネット社会の進展」ということで、前回の議論でもありましたように、2つの○で、子どもたちが携帯電話やスマートフォンを持っている割合が高くなり、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)と言われる新しいコミュニケーション手段が児童生徒の生活に浸透しつつあるという状況と、こうした一方で、子どもたちがネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる事案、いじめなどの事案が増加していることやネット依存ということについても社会問題化しているを取りあげています。

7ページは、「(4) 産業構造、雇用環境の変化」としまして、国と県の産業別就業者の状況について示しました。三重県は、第二次産業への就業者が多い状況です。また、雇用環境の状況として、雇用形態が変容し、パート、アルバイト、派遣社員など非正規就業者の割合が年々大きくなっています。そして、若年無業者や早期離職者の増加などが課題となっている状況を記載しています。

8ページは、前回、ご意見を多くいただいた「(5) 教育格差と貧困の連鎖」について記載しました。所得格差が広がる中で教育機会が不平等化しているのではないか、また、教育格差が原因となって貧困の連鎖が生まれるなど悪循環が生じているのではないかという指摘があるということを記載しています。グラフは、世帯収入と学力の関係ということで、耳塚委員の調査研究結果から作成しました。

「(6) 子どもたちの安全確保への対応」では、1つ目は、東日本大震災以降、一層の防災教育、防災対策が求められている現状を記載しています。また、災害以外にも子どもたちが巻き込まれる交通事故や事件などが全国で相次いでいることから、安全確保が必要であることを記載しています。

10ページ「(7) 国の教育改革の進展」です。これは今も国で議論が進められていますので、今後、隨時、書き加えていきたいと思っております。ここまでが、社会の変化です。

11ページからは、「2 本県の子どもたちと教育環境の現状」です。「(1) 学力・学習の状況」ということで、全国学力・学習状況調査の結果をいくつか取りあげています。

12ページの中ほどでは、「(2) 進路の状況」として、高等学校卒業者の進路状況のデータを記載しています。三重県の場合は、全国に比べると就職する生徒の割合が高い状況です。また、就職者は、県内に就職する者の割合が全国に比べ高い状況を記載しています。

13ページ「(3) 体力の状況」です。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果からデータを記載しています。

14ページ「(4) 特別支援教育の状況」です。特別支援学級等に在籍する児童生徒数が増加傾向にあるということや、高等学校においても発達障がい等、特別な支援に係るニーズが増加して

いるということを記載しています。

15ページ「(5)いじめ、不登校の状況」です。いじめの未然防止や不登校の解決に向けた教育相談体制の充実などに引き続き取り組むことが求められています。いじめ認知件数と、不登校児童数の推移を記載しています。

15ページの下段は、「(6)教員の状況」です。全国学力・学習状況調査から見える課題として2つデータを上げています。また、16ページの中ほど以降、本県教員の年齢構成について、50歳以上の占める割合が非常に高くなっているということと、教職員満足度調査によれば、総勤務時間が多いことが指摘されており、教員が児童生徒と向き合う時間の確保が課題となっていることを記載しています。

17ページは「(7)教育に関する県民意識の状況」ということで、冒頭、教育長の挨拶でも申し上げました「みえ県民意識調査」のデータを記載しました。ここまでが、現状認識として現在整理しているところです。

続いて、資料5をご覧ください。三重県の教育の特徴ということで、前回のご意見にもありましたように、強みと弱みを認識しながら、強いところを伸ばしたり、弱いところを改善することで独自性を出すということを踏まえて、今日の議論、又は今後の三重県の独自性を議論していく上で参考としていただけるよう作成した資料です。

現行の教育ビジョンの基本施策、個別の施策ごとに記載しています。1ページを見ていただきますと、左の端に縦に「1 学力と社会への参画力の育成」とあり、これが現行の教育ビジョンの基本施策です。その中の施策として「学力の育成」があり、強み、優れているところと、課題、改善を要するところ、また、先進事例を記載しました。量が多いので、今日は詳細な説明は控えさせていただきます。資料5については、以上です。

続いて、資料6をご覧ください。「次期三重県教育ビジョン（仮称）の基本理念について」ということで、左側部分は、これまでの当会議での議論や、先ほど整理しました現状認識を踏まえ、次期ビジョンでは、現行のビジョンの「基本理念」「子どもたちに育みたい力」「基本方針」に2つの思いを加えて整理し、「基本理念（三重の教育宣言）」として考えました。その思いが○印2つで示してあります。1つ目は、人口減少、少子高齢化が進展していることなどから、子どもたち一人ひとりが、将来の三重を支えるとの気概やシチズンシップ、道徳心を持って、社会に参画し貢献する人に育ってほしいとの思い、2つ目はグローバル化が進展していることから、広い視野やチャレンジ精神、創造力をもって世界や地域で活躍する人に育ってほしいとの思いです。

この2つの思いと、現行のビジョンの基本理念と子どもたちに育みたい力、基本方針を整理する形で、右側のページの「三重の教育宣言（仮称）」としてたたき台を作成しました。少し読ませていただきます。

三重の教育宣言（仮称）

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～

私たちは、子どもたちに「自立する力」、「共に生きる力」、「創造する力」を育み、その大いなる可能性を引き出します。

そして、子どもたちの輝く未来づくりに向けて、子どもたちを信じ、県民総参加で三重の教育に取り組むことを宣言します。

- 1 子どもたち一人ひとりの豊かな個性を伸ばし、確かな学力と健やかな体を育てます
- 2 子どもたちの三重を愛する心やシチズンシップなど豊かな心を育てます
- 3 子どもたちのグローバルな視野をもって夢に挑戦する力を育てます
- 4 子どもたちの目線に立った、魅力ある教育を進めます
- 5 家庭や地域と共に学校づくりを進めます
- 6 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

このようなかたちで整理をしました。現行の教育ビジョンの「子どもたちに育みたい力」の「自立する力」「共に生きる力」に「創造する力」を加えています。それぞれの力の説明は、教育宣言の下のところに記載しています。資料6の説明は以上です。

資料7の「次期三重県教育ビジョン（仮称）の構成について」ご説明します。左側が、現行教育ビジョンの構成です。右側に次期教育ビジョンの構成案を示しました。変わるのは、第2章の総論のところで、教育を取り巻く社会状況のところを、社会の変化と子どもたちの現状との2つに分けたこと、また、基本理念、子どもたちに育みたい力、基本方針にあたるところを「三重の教育宣言」ということで、先ほどの資料6のようなかたちでまとめていきたいということです。

そして、内容については今後、検討をしていく必要がありますが、基本方針に変わって、仮称ですが、重点取組方針、重点的にどのような方向性を持っていくかということを示すように記述したいと考えております。基本施策以下は、現行の教育ビジョンと基本的にはあまり変わらないと考えております。このような構成で次期教育ビジョンを作っていくはどうかということです。以上が説明です。

(山田会長)

今、説明があったように、資料3にある3つの点、1つは、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の現状認識、資料4ですが、それについて、ほかに足りない点や、こちら辺は特に押さえておかなくてはいけないとかという点についてご議論いただきたいということです。

2つ目は、基本理念ですが、資料6に示されておりますが、基本理念について足りない点や文言等についてどうだろうというご議論をいただきたいと思っています。

3つ目が、資料7の次期教育ビジョンの構成案についてご意見をいただきたいと思っています。

4時20分ぐらいを目途にこの議論を進めたいと思っていますので、一つひとつ確認していくというよりは、まず、委員の皆様が関心を持っているところからどんどん意見を出していただき

ながら議論を進めていきたいと思います。したがって、どの点からでも結構ですので、お気づきの点、ご指摘等をいただければと思います。いかがでしょうか。

(山川委員)

教育の範囲を超えてしまうかもしれません、一言、言いたいことがあります。最近はどうなっているかわかりませんが、何年か前に桑名の高校で半年ぐらい、毎週保育所に通っていくようなことをされていた学校があったと思います。その頃は、そういう取組が全国的にブームになっていたのですが、高校生たちが自分の思い通りにならない幼児と向き合うことで、自分たちが親になる準備をすることにもなりますし、根気よく向き合い信頼関係を作っていくことが非常に有効だと思います。1、2回行っただけでは、子どもが泣いて思い通りにならなくて、残念でしたということで終わってしまうのですが、毎週通っていくことで、人と向き合う力を付けることができます。鳥取県のほうで始まったのですが、そういう取組は、主に就職するような生徒が多い高校で始められていました。やる気をなくしているような生徒が結構前向きになって就業先での定着率が上がるなど、いい効果があったということを聞いております。

もう1つは、母子保健の現場に私もいろいろと関わることがあります、保育所に行っている子の方が多いということはよく聞かれます。専業主婦で家にいると、子どもと向き合いうのが非常に大変ですし、いろいろな情報に気を踊らせておりましますし、少ない子どもをきちんと育てたいというプレッシャーがあります。どうしても、「こんなに大変だったら、2人目なんてとてもとても」と1人で終わってしまう人も多いです。結局、少子化が進行していくわけです。少子化を食い止めていくことが、非常に大きな意味で三重県を活性化させていくというか、将来の三重を支えるということで考えていくと、三重県で育つ子どもが親になる準備も進めていくことが大切だと思います。子どもと向き合うことに関して全く知らないで親になるのではなくて、そういう経験をするチャンスがあるといいと思います。

また、1歳半健診に30組ぐらいの親子が来ますと、何組かスマートフォンで子どもをあやしている姿を見かけます。2~3組は子どもが勝手にロックを解除して、YouTubeでアンパンマンとかを見ております。その中には、言葉の発達の遅い子どもや目の合わない子どももいます。その子どもたちの保護者に聞くと、おむつを替えるときに子どもが逃げていくので、じっとさせるのにスマートフォンを使うらしいです。スマートフォンの育児アプリも多くあり、そのような状況です。スマートフォンを使って大人になった保護者たちが、楽なので、スマートフォンで子どもをあやして、その子どもが小学校にやってくるですから、そういうところをなんとか食い止めなければいけないということが非常に大きな課題だと認識しています。

そういうことを含めて、小さい子どもにかかる経験を、1回や2回の体験ではなくて、もう少し継続してできると、その記憶が残っていくかと思っております。今、ゆとり教育も終わって高校生も忙しいと思いますし、なかなか難しいところはあるのはよく分かっていますが、高校生や中学生が小さい子どもとかかわっていくようなことを入れておいてほしいです。

(山田会長)

今のご指摘の点については、キャリア教育のことをいろいろ考えていく示唆的なご意見ではないかと思います。スマートフォンの件は、子どもの安全・安心に關係するかもしれません。いくつか重要な視点をいただいたと思います。

他にいかがでしょうか。

(東委員)

資料6の三重の教育宣言について、私は1から6で非常にバランスよくうまくまとめてもらっているとは感じます。ただ、非常に堅い気がしますので、これを読んだ人たちが、これが三重の教育の目指しているものであるとどこまで心に響くかということを感じました。

専門家から見ればバランスよくうまく散りばめもらっていますが、三重県らしさをこの中に入れていくためにはどうしていけばいいのかという、非常に難しい注文ですが、ぜひ、そういう部分で工夫をお願いしたいというのが1点です。

あとは、資料4の現状認識の教職員満足度調査のところに、ぜひ入れていただきたいことがあります。教員のことを記述するときに、注目しなければいけないのは、教員の意識の中でのワーク・ライフ・バランスです。自分が社会人としてどのように生きていくのかという考えを言えないと、仕事一辺倒ではワーク・ライフ・バランスというのを保たれなくなります。ここに、子どもと向き合う時間を確保することが課題となっているところがあるのですが、一方では、仕事オンリーでなかなか自分の時間といいますか、家族と一緒に過ごすとか、自分の趣味を仕事に活かすとか、そういうことが意識として弱いのではないかと思います。ぜひ、ワーク・ライフ・バランスというような言葉をどこかに入れていただいて、教員の生き方、意識が変わってくる一つのきっかけになつていけばいいという気がしました。

(水谷委員)

今の話に近いところもありますが、高校野球の予選を拝見しております、野球部の監督かコーチが、学校の先生ではなくて民間の方であるところがありました。三重県で国体が開催されるということで、三重県の子どもが県外に流出することなく、三重県の選手として活躍するために、県でもいろいろ話し合いをされていると思います。トップ指導者を三重県に呼んだり、大学の施設をもう少し小さい子どもたちに開放して、指導者をきちんとつけて育てたりということも含めて、指導者を外部から呼ぶことで、教員に少しうとりを持ってもらえるのではないかと思います。

また、学校の授業のあり方について、端末で予習をしていくという反転授業のことが新聞に載っており、すごく気になりました。そのように予習というところに重点を置くことによって、子どもたちは学校でのより深い勉強につながりますし、また、教員がもちろん一から教えるのですが、ある程度子どもたちが理解したうえで、分からぬところをより深く教えるというところに重点をおくことで、より分かりやすい授業、より発展した授業へつながっていくのではないかと思います。

最初のうちは、そういう授業のための資料づくりが大変だと思いますが、三重県には、三重大学や皇學館大学など教育学部のある大学があります。大学生とかの協力を得て資料づくりをしていくことで、教育に携わる人材の育成にもつながっていくのではないかと思います。大学とどんどん連携して、教育面でもスポーツ面でも、教員が時間的にも少しゆとりを持つことによって、やりがいというのもまた出てくるのではないかと思います。私は素人ですが、新聞などを拝見しまして、授業のあり方や部活動のあり方とかも考えて、教員がもう少しより教員らしい学校での過ごし方ができるよう、県をあげてバックアップしていくと、教員のため、ひいては子どもたちにも、より良い環境となるのではないかと思います。

(山田会長)

もっと学校で外部人材をうまく生かすようなやり方をすれば、もっと学校も良くなるのではないかというご意見です。

(佐藤委員)

資料4の現状認識ですが、私自身がよく分かっていないところがあり、お伺いしたいと思います。この資料4を読んでいて、昨年、私たちが話してきた会議の内容を非常に良くまとめていた大いに、意見を取り入れていただいていると思ったのですが、ここで把握された内容の中に、問題点というのがいろいろ出てきたと思います。この問題点がどのように解決がされていくのか、私にはこの資料でどこにつながっていくのか分からぬことがありました。

私も再々言っていたのですが、6ページのスマートフォンの問題について、今後どこで問題点に関して考えていくのか。それから、12ページの進路の状況のところですが、三重県は全国に比べて進学率が低い、そして、三重県内への就職が高いということですが、これは果たして悪いことなのか。私はいいことでもあるように思いますし、教育という観点から言って進学してくれるのがいいのか、県外に出ていくより県内にとどまつてもらったほうがいいのか、どちらとも言えないですが、その辺はどういう方向で進めていくかで、全く変わってくるかと思います。三重県内の就職率を高めようと思ったら、三重県の企業と連携して、三重県内の企業に就職できるような流れにてもいいかと思います。私はよく仕事柄、理系の女子に会いますが、理系の女子は、県内で就職しにくいとか、出産や育児の後に再就職しようと思っても、県内で就職できるところがないという現状があります。学校は卒業してしまっているわけですが、大きな課題ではないかと思っておりました。

あと、16ページの教員の状況のところで、総勤務時間が多いうことが書かれていますが、総勤務時間が多ければ、通常、子どもとふれ合う時間も多いと思いますが、子どもと向き合う時間が少ないとというのは、単純に考えて事務処理が多いからだと思われます。事務処理や保護者対応に追われてしまって、本来業務である教材研究をする、子どもと向き合うという一番大事なところができていないということなのかと思いました。ここは大きな問題なので、早急に解決しないといけないと思います。

これらの具体的な方向を示すのが、このビジョンの役割ではないかと思いますが、どこにつながって行くのかが分からぬところです。具体的なHOW、どのようにしていくか、ビジョンなのでHOWはいらないのかもしれないですが、このビジョンの後にはどのようにという部分が絶対にあると思うので、伺ってみたいと思いました。

(山田会長)

今のご指摘は、こういう問題点を共有して、今後、具体的にどこにつながっていくのかということですが、本日はこの問題点を確認しつつ、大きな枠組みを議論していただくわけです。今後、構成にもありますように基本施策とか、もし、この枠組みでいくことになれば、重点取組方針とかで、かなり具体的な話になっていくと思います。そういうときには、特に資料5なども念頭に置きながら、具体的な施策の議論をしていくことになると思いますので、そこに生きていくと思っ

ています。

ただ、既にご指摘いただいたような点について、自分としてはこういうふうにすべきであるというご意見を委員の皆様からいただければ、それはぜひ、施策などの議論に反映させていきたいと思いますので、この問題点について、自分としてはこういうふうに理解をして、こうすべきだというご意見も併せていただければありがたいと思います。

今、ご質問があった現状認識の16ページの総勤務時間が多いということと、児童生徒と向き合う時間を確保することが課題という、このつながりのことについては、事務局から説明願えますか。普通、勤務時間が多くなれば、子どもと向き合う時間も多くなっているのではないかというご指摘だと思いますが。

(事務局：福永教職員・施設担当次長)

総勤務時間と子どもたちと向き合う時間の関係について、事務処理に要する時間がどの程度かなどの具体的な数字はありませんが、現場の教員の声を聞くと、会議や調査といったものが多いとのことです。そういう事務処理の関係で子どもたちと向き合う時間が少ないというような声は聞こえてくるので、このような記述になっています。

教職員の満足度調査で、一番満足度が低いのは勤務時間が長いという項目です。全体としての勤務時間は長く、事務処理などに時間がかかり、なかなか子どもと向き合えないという声があるということで、このような記述になっています。

(沼口委員)

6月27日に下村文部科学省大臣が会見でこのことをはっきり言っています。OECDで先進国の34ヶ国中ですが、中学校では、勤務時間が他国より毎日1時間多いです。原因は何かと言ったら3つあって、1つは、部活動などの特別活動が多い。2つ目は、先ほど言った事務処理が多い。3つ目は、保護者対応。当然教育委員会の皆さんもご存じで、そういう返事が返ってくると思っていました。

文部科学省、県、あるいは市町も頑張っている。いろいろな変革を自らしていこうとしているときに、PTAも変わっていく必要があるのではないかと私は思っています。

(小野委員)

基本的に高校現場でいくと、部活動にかかる時間が多いことは確かです。しかし、事務処理が多いとか、保護者対応が多いというのは、すべての教員では決してありません。だから、基本的にそういう結果が出たとしても、すべての教員が保護者対応を、あるいは事務処理という実態は私はないと思っています。部活動などは自分が熱意を持ってやるというようなことで、当然時間的に増加していることはあると思いますが、事務処理あるいは保護者対応に全員が関わることは基本的でないと考えてください。

もう1つは、教材研究に力を費やしているという実態もあると思います。あと、小中学校は分かりませんが、高校でしたら年に3回ほど生徒との面談週間などを持ったり、ふだん気になる生徒を呼んで話したりするようなこともやっています。アンケート結果だけを見ると、全く子どもと接する時間がないというような印象を受けられるかもしれません、私は、ずっと放課後も含めて学校現場を見ていて、実態としては生徒とかかわっている先生もたくさんおりますので、そ

の辺はちょっと難しい捉え方をされているかなと、現場を預かっている者からすると思います。

一方、管理職として会議等々で2つのものを1つにして少なくするという努力は当然しています。その分、子どもたちと接するような努力は当然していく必要はあると思います。

(小澤委員)

今のことに関連しまして、日常、私が思っていること、それから、実際に体験していることをお伝えできればと思います。先ほど小野委員が言われたように、実際、生徒とかかわっている時間は全くないことはありません。

ただ、昔と比較をすると、調査や保護者対応の時間は確実に多くなっていると思います。生徒が学校にいる間、教員はもちろん生徒と向き合いますが、それで終わりではありません。今、教育現場では、まさしくこちらの資料4を作るための調査が回ってくるのは、我々教員です。それに回答する時間はもちろん生徒とかかわった後になります。そうすると、総勤務時間が大幅に多くなっていく現状があります。

ただ、私がこちらの会議に参加している中でこういった資料を目になると、やはり調査も大事だということも分かりますし、その時間も教員全体が取られているという現状も把握しています。どちらも大切だと思うので、どのようにしていくといいのか、大変難しいことだと思っております。

すべての教員が、部活動や事務処理、保護者対応に忙しく飛び回っている実態はもちろん小野委員が言われたようにありません。ある教員は部活動に、ある教員は事務処理にというふうに多岐に渡っているのではないかと思いますが、生徒が学校にいる間、生徒と向き合っている時間がありますが、それ以外の処理に関しましては、それが終わってからになりますので、総勤務時間自体は延びてくる現状があるのではないかと思います。

(小野委員)

事務処理については、以前よりも増えていることは確かですが、我々現場からすると、県教育委員会にメールの数も含めて不要な調査等々は精選してもらいたいと要望し、大分減ってきているところです。一時的にものすごく増えた時期があったと思いますが、そういう努力はしてもらっていると思います。

(山門委員)

教員満足度調査で総勤務時間の満足度が一番低いのは事実ですが、逆に一番高いのはどこかというと、「やりがい」であると聞いています。

基本理念のたたき台の中で、一つはシチズンシップという新しい言葉が出てきています。全国学力・学習状況調査では、三重の子どもたちは地域の行事等に参加している割合が他県に比べてはるかに高いというようなデータも出ていますので、そういう強みを生かしたシチズンシップというのがすごく大切なことだと思いますので、ここに書いていただいたのはとてもいいことだと思います。そこを伸ばしていかなければと思います。

1点、気になるところがあります。1番の「健やかな体」ということが書かれているんですが、先ほど渡辺委員が言っていた、例えば小児糖尿病とか、そういう自分に責任もなく、なかなか治らないような病気もある中で、保護者あるいは子どもが、三重の教育宣言の中で「健やかな体

を育てます」というように宣言した場合に、どういう思いを持つかということが少し気になります。ですので、これを残すのであれば、相当な説明が要るのではないかというのが自分の思いです。

(森喜委員)

理想論になってしまふかもわからないですが、この基本理念のたたき台は、先ほど山門委員が言われた、デリケートな問題を抱えているにせよ、非常に理想的ですばらしいという意味で評価される文言だと思います。

一方、その基本理念の行き着く先、何をもって評価するのかということが大事です。標準学力検査（C R T）の点数によるのか、偏差値であるのか、大学進学率を重視するかどうかというところです。このようにデータが出ていますので、それが評価の1つというか、メソッドなのかとは思います。

昨年、中村委員が言わっていたので、三重県の教育水準をアップさせるという意味においては、資料の8ページに世帯収入と学力の関係のグラフが載っていますが、それが一体何を物語るかということを突き詰めて考えれば、この折れ線グラフが平たくなって上のほうに行くということが、公教育という面においては大切なことではないかと思います。収入がある家庭の子どもは、高い教育を受けられるというような格差を是正していく、県の教育の目標としては非常に大きなものがあると、昨年、会議に出席しながら思いました。

それと、先ほど佐藤委員がおっしゃったことはとても頷けます。8ページの上に新規就職者の3年以内の離職率のグラフがありますが、三重県では中卒・高卒は全国平均よりも低いです。大卒は全国より高いですが、どこに集中的に力点を置いていくかということも先に見据えながら、三重県の公教育として、どこをレベルアップさせていくのかというのを、この現状や理念を見ながら考えていきたいと思います。

抽象的な話になって申し訳ないですが、目指すところがどこにあるかとを見据えながら我々もこの限られた時間の中で考えていく必要があると思います。教育宣言の文言は大切にしながら、重きを置くところや何を目指していくかも的確に捉えながら話を進めていければと思います。委員それぞれ視点をどこに置くかというのはそれぞれだと思いますが、大切にしていきたいところを主眼に据えてやっていきたいと思います。

(沼口委員)

三重の教育宣言ですが、宣言をするのがどなたなのかがよく分かりません。冒頭に「私たちは」と書いてありますので、どこの私たちかと。基本理念のままでしたら、三重県教育委員会だらうとは思いますが、宣言という言葉があり、県民総参加と書いてあるわけですし、私たちはどなたかと思います。

それから、2番の「子どもたちの三重を愛する心」の「三重」ですが、これは「郷土」でもいいのではないかと思います。三重県がつくるから三重なのでしょうか。現行の教育ビジョンの120ページでは、「郷土教育の推進」という施策があります。そこには「三重を愛する心」というのが一箇所しか出ていません。そのかわり郷土教育あるいは郷土愛の醸成と、ほとんど「郷土」ですね。ですので、三重県がつくるから三重でなくて、郷土で十分だと思います。この郷土はもちろん市町も三重も伊賀も入るものです。三重の教育ビジョンで三重を愛するというのはどうか

なと思います。当たり前の話かもしれません、三重だけを愛するのはどうなのか。三重を愛さなければではなくて、市町、自分の生まれ故郷、ふるさとを愛するのであって、それには三重も入っているということだと思います。

また、3番のところでは、「子どもたちのグローバルな視野をもって」と書いてありますが、子どもたちは未熟で発展途上です。ですから、もともとグローバルな視野を持っているはずがなく、教育でグローバルな視野を持たせて子どもたちに夢に挑戦する力を育んでいくという意味だと思います。ぜひ、子どもたちにグローバルな視野を持たせていただきたいと思います。

(山田会長)

最後の3番については、「子どもたちの」というのが「力」にかかるので、言いたいことは、グローバルな視野を持って夢に挑戦する子どもの力を育てますという意味なのだろうとは思っています。ただ、ご指摘のように、もう少しすっと読んで分かりやすい文言にする必要はあると思います。

そして、一体、この宣言は誰のかということについては、ぜひ委員の中でもご意見をいただければと思います。

(小野委員)

次期教育ビジョンの基本理念は、「自立する力」と「共に生きる力」「創造する力」に基づいてつくられていて、読んでいて、よくできていると思いますが、1つ、腹に落ちないことがあります。確かな学力は、「知」の部分で、健やかな体は、「体」ですね。德育の部分でいえば、三重を愛するということで表しているのかという気がしますが、少しその部分では読んでいてピンと来ないような気がします。そういう感想です。

(小澤委員)

この三重の教育宣言に関して私の意見を2点述べさせていただきます。「確かな学力」という部分ですが、現行の教育ビジョンの理念等の中には「確かな学力」というところがなかったのですが、こちらのほうは、基礎学力に関することも含まれているかという期待を込めて、「確かな学力を入れていただいたことで第一歩かと思っています。

ただ、もう一つ、子どもたちに足りないことは、知識や技能を使って、それを活用する力をどのように付けていくかということで、それをこの宣言の中に盛り込んでいただけたらいいと思います。資料5で最初の改善を要するところに、「国語の活用、算数の活用に関する問題について課題がある」とあります。ここで課題があるのであれば、その課題を克服するための取組が必要だと思いますので、そういったところもこの理念、宣言の中のどこか文言の中に入れてほしいというのが1つです。

もう1つは、宣言の中の4番の「子どもたちの目線に立った、魅力ある教育を進めます」ということですが、以前、水谷委員が「子どもたちの目線に立った」という文言に関して、意見を言われていて、子どもたちとの距離感がかなり縮まった状態で接している先生をたまに見かけるということでした。ここはもう少し明確に、子どもたちに寄り添って授業を充実させていくという意味に捉えられなければならないと思いますが、文言が「子どもたちの目線に立った」というままでは、少し不十分なのではないかと感じます。

(向井副会長)

時間が押し迫っていますが、経済界から申し上げておきたいと思います。

まず、この次期教育ビジョンの現状認識で、三重県というのは経済界から申し上げれば成長率全国ナンバーワンの県です。工業も農業もいろいろな形で潜在能力はナンバーワンと言われています。それだけに人材は非常に大切です。

高齢化社会は急速に来ています。三重県には、三重大学の医学部をはじめ、薬学部も県内にありますので、医師を輩出するということが緊急な課題です。もちろん薬学部も、当然そういう部門で専門家を輩出していく必要があります。

それと、農業です。おそらく TPP で大きく変化していくと思います。産業ごとの変化が起きていると思います。うまい具合にリニア新幹線が名古屋を通りますから、工業も大変発展するだろうと、北中勢地域について言われています。人材がものすごく必要になります。いい人材が必要です。

そうすると、教育宣言に「家庭や地域と共に学校づくりを進めます」と書いてありますが、日本の学力ナンバーワンを目指しますと、ナンバーワンになるためにどういう教育をすればいいかということを宣言するぐらいのものにしてほしいと思います。そんなふうに宣言しないと、ベンチマークがなくて、どこへ行けばいいんだということになります。スポーツでは、国体で天皇杯（男女総合優勝）を取りたいというように、はつきりしています。そういうふうにベンチマークを使う面が曖昧だと思っています。

それから、今後、ものすごい高齢化社会が来るわけです。しかし、我々よりも下の世代では、高学歴でしかもグローバルに戦ってきて、そして、ものすごく自信のある人たちが退職していきます。低コストで支援できる体制、学力を上げるのに、ぜひとも、そういう人たちを活用すべきだと思います。家庭や地域を巻き込んで、グローバルに展開すべきだと思います。教員の仕事がいろいろ増えています。そして、皆が忙しいという。一人の経験者を採用することによって、全部の負担が軽くなっていくということです。

格差社会は進んできています。日本では、1%の人に20%の富が、アメリカでは、1%の人々に40%の富が、インドでは1%の人に60%の富が集中しています。そういう世界が来ています。豊かな人たちのお金を使わない限り、格差は続くと思います。もちろん、消費税でそういうところはある程度確保はできると思うのですが、経済界から見て、間違いなく格差社会は続いていると思っています。

私は、三重大学でキャリア教育に5年間携わっています。学生にアンケートをすると、大体8割の学生が公務員か上場企業に勤めたいといいます。それだけの学生たちが、公務員か上場企業の社員になるためには、上場企業や公務員の数を増やすことは難しいですから、教育レベルを上げていく必要があります。そのポテンシャルがある三重県ですから、高いベンチマークを掲げて、課題を追求していく。問題を全部出して、そこへ集中して指導をしていく。企業はそれしか生き残れません。

私の会社では、5カ年計画を出しています。私は、40年かかったものを5年間で達成しようといつて上場したのですが、それをみんなができると思っています。40年の歳月をわずか5年でできると言っているのです。だから、ベンチマークというのは非常に重要です。それは何かといったら、数字に置き換えるということです。

(山田会長)

そろそろ議論をまとめていかなければいけませんが、他にご意見はいかがでしょうか。

私、1点だけ、理念のところで意見を言っておかなくてはいけない点があります。先ほど、意見があった4番の「子どもたちの目線に立った、魅力ある教育を進めます」というところです。小澤委員が「子どもたちの目線に立った」というところをもう少し検討したほうがいいと指摘されましたが、後半の魅力ある教育を進めますというところも、私はこれは検討したほうがいいと思っています。

なぜかと言いますと、例えば、1番、2番、3番の教育をするということは、魅力ある教育を進める事になっていくので、ここはそれよりも、子どもたちの目線に立って一人ひとりの子どもたちを大切にした教育をしていくというような意味も込めて、例えば、安全・安心の教育ということについては、理念で全然語られていない部分ではないかと思います。いじめ問題とか情報問題もありますし、今はドラッグの問題もあります。そういう安全・安心というような部分があつてもいいかと個人的に思っています。

他によろしいでしょうか。

(水谷委員)

いろいろなところで話を聞いていますと、子どもたちが自分に自信がないということがかなり取り沙汰されています。自分が好きになる、自分が人から愛されているということが実感できるような言葉、いじめの問題にしても成績の問題にしてもそうですが、もっと自分に自信を持てるような教育や環境が必要ではないかと思います。みんなから見てもらっている、みんなから支えてもらっている、自分は必要とされているということを実感できる環境が必要ではないかと思っています。

(山田会長)

時間が短い中でたくさんの議論をいただきました。現状認識を踏まえての具体的にこうあるべきだというご意見をたくさんいただきました。基本理念につきましても、文言自体が固いのではないかとか、健やかな体という表現のこととか、それぞれの事項についてもご指摘をいただきました。また、「私たち」というのをもう一回見据えて考えたほうがいいのではないかというようなご指摘をいただきました。改めて理念についてもいろいろ検討しながら進めていきたいと思います。

それから、資料7の構成については、ご意見をいただきませんでしたが、まずは、この形で進めつつ、中身を検討しながら、また調整をさせていただきたいと思います。そのように進めさせていただくことをご了解いただきたいと思います。

それでは、この3番までの議論は終わらせていただきて、最後に、「(4) の部会の設置について」と「(5) その他」について、事務局から説明願います。

(4) 部会の設置について

(5) その他

(事務局：宮路教育改革推進監)

資料8をご覧ください。部会の設置について説明させていただきます。

部会については、資料8の2ページにあります「三重県教育改革推進会議条例」に基づき、この推進会議全体の審議の深化・充実を図るためということで設置をしていきます。

今年度については、2つの部会を設置しまして、複数のテーマをそれぞれ審議いただくということで考えております。第2部会については、特別支援の計画を併せて審議いただきたいと考えております。

また、改めて部会の委員を分けさせていただきますが、これについては会長が指名するということが条例で決まっておりませんので、そのようにお願いしたいと思います。

今年度については、新規や重点的に取り組む施策を中心に部会全体で10～14程度のテーマを選定したいと考えております。その中で、この次期教育ビジョンの計画期間内での方針等が定められているものについては、原則、部会の審議から外していきたいと考えております。例えば、本日、審議いただきましたような特別支援教育の内容については、別途計画があるということで外していくことになります。状況によりテーマの追加等も可能としていきたいと考えております。

審議のスケジュールについては、10月2日に全体会を予定しています。そこで重点取組方針、また、基本施策等の審議を行っていただいて、部会での審議テーマを決定いただきたいと考えております。

その後、第1部会、第2部会に分かれまして、第1回、第2回と、記載の日程で予定をしております。2月に第4回の全体会を開きまして、ビジョンの骨格案をまとめていきたいと考えております。27年度については、記載のとおりです。

続きまして、資料9をご覧ください。これは、県民懇談会、児童生徒懇談会の実施についてということで、次期教育ビジョンに関わって広く県民の方や児童生徒の意見を聞くために、このようななかたちで県民懇談会及び児童生徒懇談会を実施していく方向で考えております。

開催時期と開催地域ですが、一般の方向けの県民懇談会については、11月～12月、県内3箇所程度で開催をしたいと考えております。1回が2時間程度を考えています。児童生徒の懇談会につきましては、同じ時期の11月～12月ぐらいを予定していくまして、できれば学校にお願いをして、中学校、高校それぞれ2校程度でできないかと考えております。

参加者につきましては、県民懇談会は、各会場20名程度を公募したいと考えております。懇談会には、この会議の委員の皆様と我々教育委員会事務局の職員が参加するということで考えておりますが、委員の皆様が3回全部にご参加いただくということではなく、ご都合をお聞かせいただき調整をさせていただきたいと思っております。

児童生徒懇談会につきましては、中学校・高等学校の生徒の代表、1校につき10名程度と、我々教育委員会事務局職員でと考えております。テーマについては、そこにあるとおりです。

資料9の裏面が資料10で、今後の詳細な日程となっています。先ほどの部会のところでも記述がありましたが、改めて説明させていただきます。第3回全体会につきましては、10月2日

の午前9時半からを予定をしております。次回はプラザ洞津になっております。10月には、第2部会の第1回を27日に午後1時半からということで考えております。11月に入りまして、第1部会の第1回会議を5日の午後1時半から、以下そこにあるような日程で開催をしていきたいと考えております。以上でございます。

(山田会長)

当面のところは、第2部会の委員に「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」について、最後の議論が残っていると思いますが、全体としては10月2日の全体会で、もう一回部会の再編成をして、次期教育ビジョンの議論を進めさせていただきます。それにあたっては、私のほうに部会の編成をご一任いただくことによろしくお願ひします。また、懇談会もありますので、委員の皆様にもご協力をよろしくお願ひします。これについて何かご質問等、ございますか。

それでは、少し予定の時刻を過ぎてしまいました。ここで、審議を終わらせていただきたいと思います。本日の内容につきましては、議事録で確認していただきながら、今後の審議に活かしていきたいと思っております。

それでは、進行を事務局に返します。

(事務局：宮路教育改革推進監)

山田会長、審議の進行をありがとうございました。また、委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。これをもちまして、三重県教育改革推進会議第2回全体会を開会いたします。次回、第3回全体会は、先ほど申し上げましたように、10月2日9時半からプラザ洞津にて開催します。後日、開催案内を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。